
宿泊税の制度案について

令和8年7月6日

鴨川市 商工観光課 税務課

目次

1 宿泊税導入の背景

- (1) 宿泊税導入の背景
- (2) 鴨川市の観光の現状
- (3) 宿泊税の導入について

2 宿泊税の使途

- (1) 使途のイメージ
- (2) 財源のイメージ
- (3) 官民連携で検討する体制
- (4) 基金の設置

3 宿泊税の制度概要

- (1) 制度概要
- (2) 宿泊税の徴収について
- (3) 今後のスケジュールのイメージ

1 宿泊税導入の背景

(1) 宿泊税導入の背景

鴨川市の特徴

鴨川市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境などの地域資源を多く有しています。

鴨川市の観光課題

鴨川市は、これらの資源を活かし、観光産業を基幹産業として発展してきましたが、観光客数、宿泊者数ともに年々減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響で急激に減少しました。感染症の影響が収束した現在、観光客数、宿泊者数ともに回復傾向にあるものの、最盛期の水準には程遠い状況となっております。

また、新型コロナウイルス感染症やSNSの発達等を契機に観光需要が大きく変化しており、新たなニーズに対応する施策が必要となっていることに加え、少子高齢化による税収減少が懸念されており、持続可能な観光振興事業を実施していくための安定財源の確保が求められております。

このような状況の中、令和6年12月に鴨川市観光振興検討委員会を設置し、「鴨川市の新たな観光振興施策とその財源の在り方」について諮問を行いました。

5回会議を開催し、令和7年10月に答申をいただきました。

1 宿泊税導入の背景

【答申の内容】

鴨川市の新たな観光振興施策の方向性

本市が「選ばれ続ける旅行地」として発展していくために必要となる新たな観光振興施策の方向性として、下記の答申がなされました。

【施策の方向性】

- ①DMOの強化支援 ②宿泊者向け施策 ③事業者向け施策 ④観光イベントの拡充 ⑤観光インフラの整備

【具体的施策の検討に当たっての考え方】

- ① 既存観光事業の見直しをすること
- ② 観光ビジョンやコンセプトを明確にし、その実現に向けた施策の検討を行うこと
- ③ 具体的な施策の検討及び効果検証を行うための新たな審議会を立ち上げること
- ④ 観光振興を目的とした基金を設置し、単年度決算にとらわれない事業の実施をすること
- ⑤ ビッグデータ等の客観的なデータを活用し、施策の検討及び既存事業の見直しをすること

1 宿泊税導入の背景

新たな観光振興施策の財源の在り方

観光振興施策は一定の事業規模で継続的に実施する必要があるとし、安定的な財源を確保するべきであるとの考えから、観光振興財源確保策として、鴨川市独自の宿泊税（1人1泊につき150円の一律定額制）を千葉県宿泊税に上乗せ課税することが妥当であるとの答申がなされました。

地方自治体の財源確保策

種類	内容	安定性	継続性	受益と負担	規模
地方税 (法定目的税)	地方税法上、地方団体が課するものと規定されている税。	○	○	受益者を広く設定のうえ負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
地方税 (法定外目的税)	条例で定めて新設可能。新設には総務大臣の同意が必要。				
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から受益の限度の範囲で徴収するもの。	○	×	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの。	○	○		
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの。	○	○		
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの。	×	×	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能

観光動向に着目した課税対象の比較

観光動向	課税対象	課税対象の補足	課税対象の補足等に係るコスト	導入事例
入域	鴨川市への入域行為	捕捉が難しい (手段が多岐にわたる)	莫大なコストがかかる	・訪問税 ・環境協力税 ・入山料
宿泊	宿泊施設への宿泊行為	比較的捕捉しやすい	比較的成本がかからない	・宿泊税
入湯(導入済)	鉱泉浴場への入湯行為			・入湯税
交通機関利用	鉄道・バス等の利用	捕捉が難しい (旅行者の判別が困難)	莫大なコストがかかる	—
飲食	飲食店等での飲食行為			—
駐車場利用	有料駐車場の利用			・駐車場利用税 ・駐車場使用料

(鴨川市観光振興検討委員会報告書より引用)

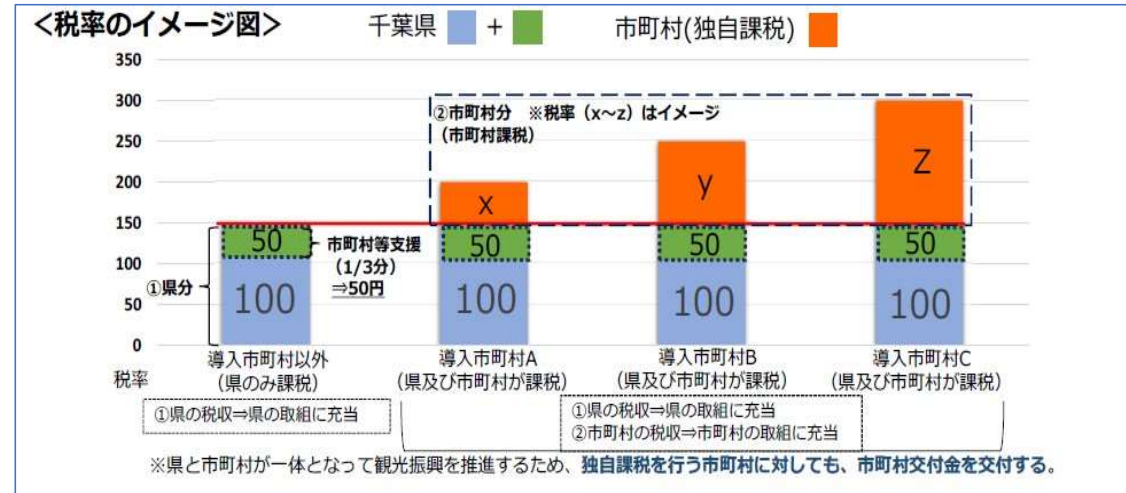
1 宿泊税導入の背景

宿泊税の新規導入と入湯税の超過課税の比較

(鴨川市観光振興検討委員会報告書より引用)

種類	宿泊税	入湯税	
課税対象者数	約 800 千人	約 460 千人	
特別徴収義務者数	約 110 事業者	27 事業者	
課税方法	千葉県宿泊税 (150 円) に上乗せ	鴨川市入湯税 (150 円) に上乗せ	
50 円上乗せ	約 40 百万円	約 23 百万円	
100 円上乗せ	約 80 百万円	約 46 百万円	
150 円上乗せ	約 120 百万円	約 69 百万円	
特徴	課税対象者数及び特別徴収義務者数	多い	少ない
	用途	観光振興	観光振興 環境衛生設備、消防設備、鉱泉源保護管理施設の整備
	事業者負担	県宿泊税の導入により事務負担発生。 鴨川市上乗せ分は、県と同時に導入することにより負担軽減を目指す。	システム改修費等負担が発生する。
	市負担	新たなに徴税コストが発生する。	変動なし。

千葉県宿泊税の制度設計



千葉県宿泊税に市独自の宿泊税を上乗せして課税することで観光振興財源の確保が可能となる制度案が示された。

【宿泊税導入に当たっての考え方】

- ① 鴨川市宿泊税の制度は、千葉県宿泊税の制度と同一とすること
- ② 宿泊税の税率は150円の一一定額制を基本とし、用途や外部環境に応じて調整すること
- ③ 宿泊税は税収減の補填ではなく、観光地としての魅力を高め、地域の活性化を促す新たな施策に充当すること
- ④ 宿泊税導入に当たっては、納税者や特別徴収義務者となる宿泊事業者にはもちろん、地域住民に対しても丁寧な説明を行うとともに広く周知すること

1 宿泊税導入の背景

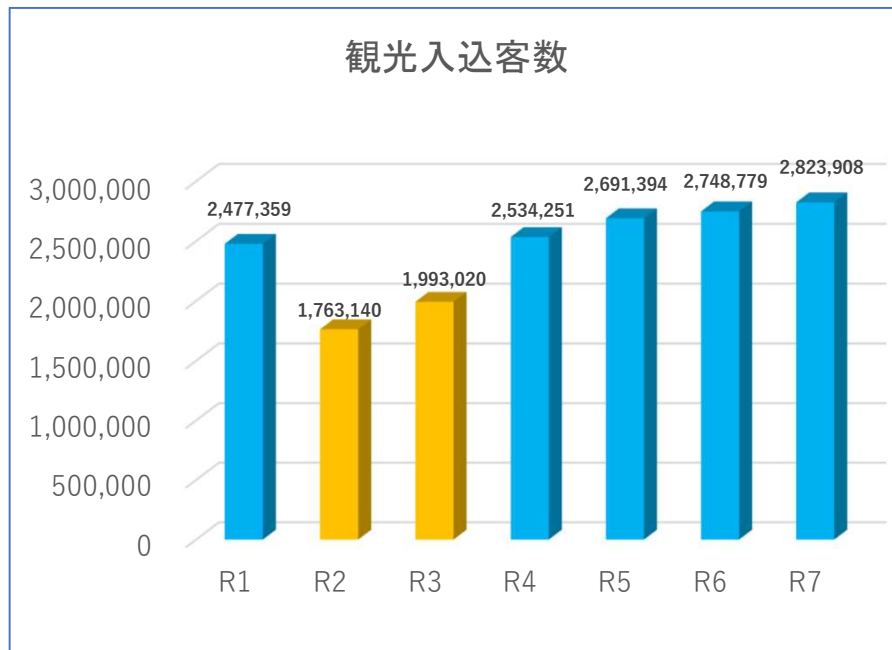
(2) 鴨川市の観光の現状

① 観光入込客数の推移

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく減少したものの、現在はコロナ禍前の水準以上に回復をしております。

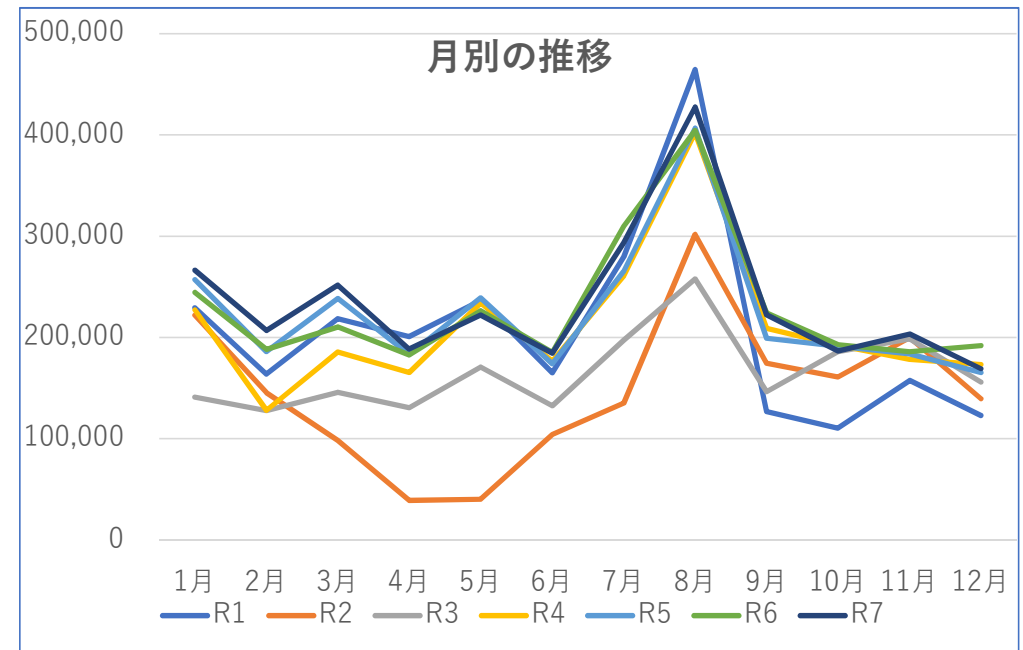
月別の観光客数としては、夏休み、ゴールデンウィーク、春休み期間の来訪が多くなっております。

(単位：人)



(鴨川市観光統計)

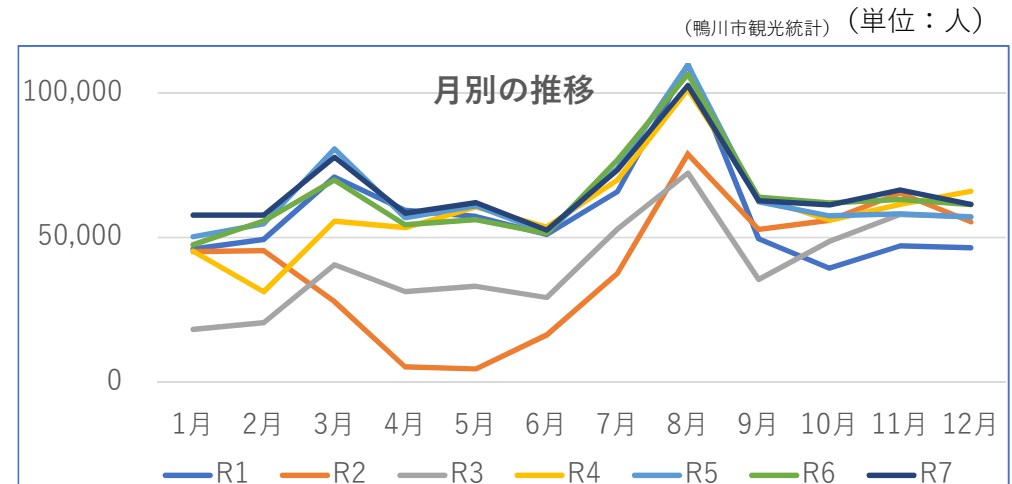
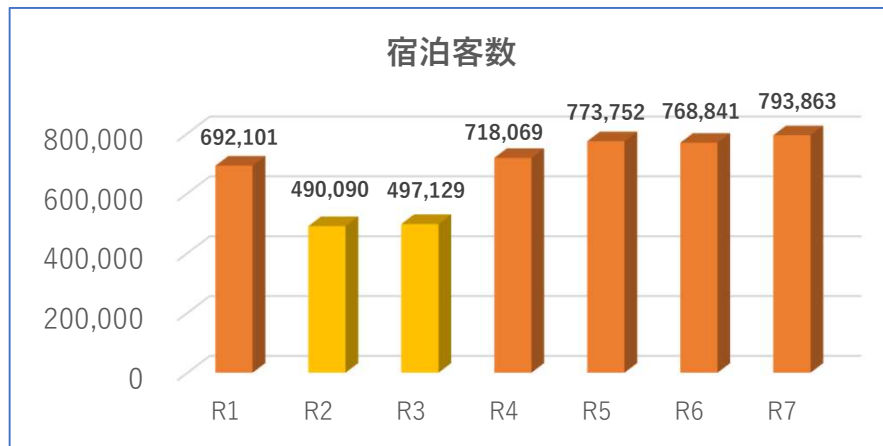
棒グラフの黄色はコロナ禍



1 宿泊税導入の背景

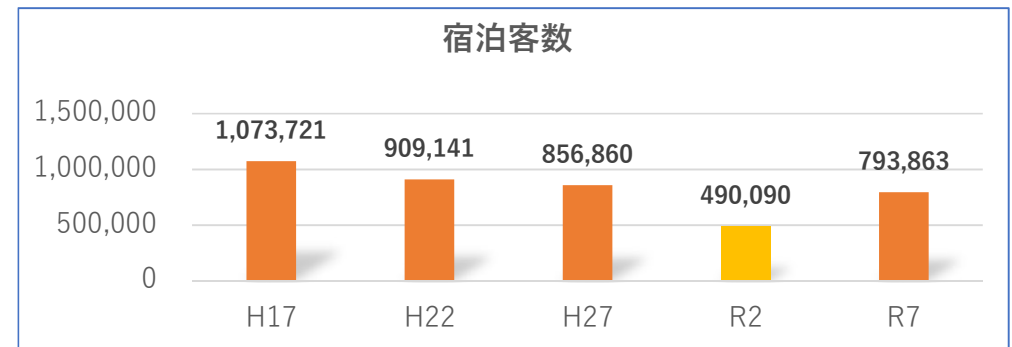
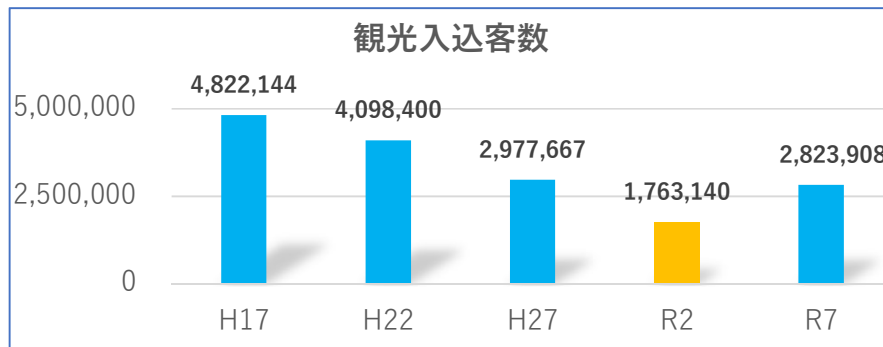
② 宿泊客数の推移

観光入込客数と同様の傾向となっております。



③ 過去20年の推移

20年前と比較すると、観光入込客数、宿泊数ともに減少していることがわかります。



1 宿泊税導入の背景

(3) 宿泊税の導入について

観光振興検討委員会の検討結果及び本市の観光の現況を鑑み、観光立市である本市の持続的な観光まちづくりを行うための財源確保策として、千葉県が導入を検討している宿泊税に、本市独自の宿泊税を上乗せ課税する方針としました。

宿泊税は法定外目的税であることから、持続的な観光まちづくりを行うために必要となる、新たな観光振興施策に取り組むための財源として活用する旨を条例に定め、運用します。

鴨川市宿泊税の制度は、事業者の負担を勘案し、千葉県と同一の制度とすることを基本とします。

税率については、答申内容を踏まえ、一定の規模感で継続的に観光振興事業を実施するため、150円の一律定額制を基本とし、今後は、用途や外部環境に応じて見直しをする方針といたします。

2 宿泊税の使途

(1) 使途のイメージ

観光振興検討委員会からの答申を踏まえ、下記の5点を宿泊税の使途の方向性とします。
なお、宿泊税の徴収等に係る費用については、宿泊税を原資とすることを想定しております。

	使途の方向性	想定される使途の例
①	DMO等の観光関連団体への支援	専門人材雇用、団体が実施する事業への補助等
②	観光関連事業者への支援	観光人材確保、設備導入や修繕の補助等
③	宿泊者向け支援	宿泊クーポン事業等
④	観光イベントの拡充	宿泊を促進するためのイベントの開催、補助等
⑤	観光インフラの整備	二次交通の確保、拠点整備等
※	徴税等に係る費用	千葉県への事務委託料、特別徴収義務者報奨金等

注：上記の使途の例については、現時点で想定される一例であり、実際の使途は別途検討いたします。

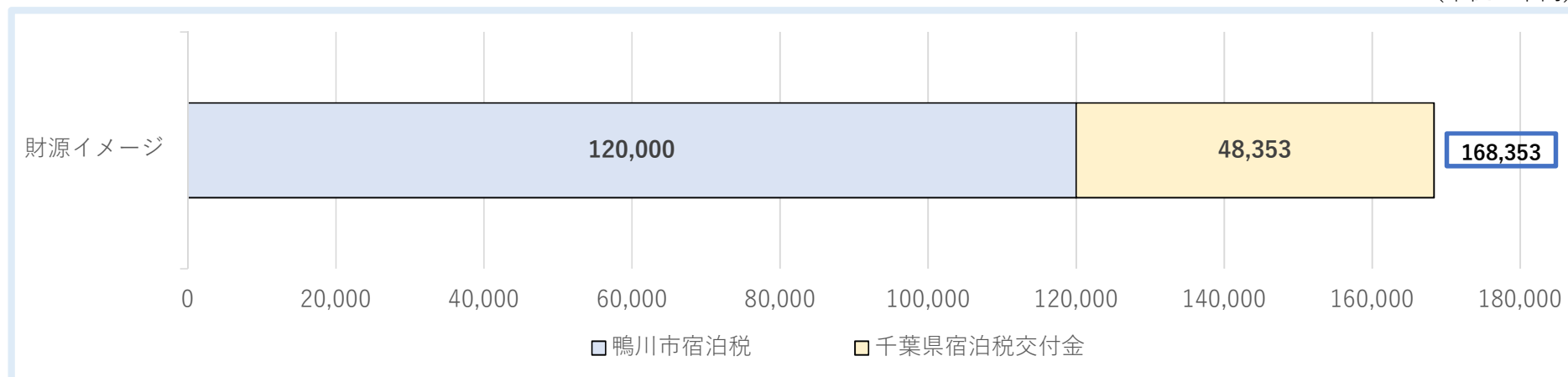
2 宿泊税の使途

(2) 財源のイメージ

鴨川市宿泊税と千葉県宿泊税交付金のイメージは以下のとおりです。

千葉県宿泊税交付金は、宿泊客数及び観光入込客数を基に、千葉県が毎年算定します。

(単位：千円)



※ 宿泊者数…年間80万人と想定

鴨川市宿泊税…1人1泊につき150円の一律定額制

千葉県宿泊税交付金…令和5年の宿泊者、観光入込客数を基に千葉県が算出した数値

※ 鴨川市宿泊税と千葉県宿泊税交付金の使途は、それぞれ個別に整理し、検討する必要があります。

2 宿泊税の使途

(3) 官民連携で検討する体制

宿泊税の具体的な使途については、官民連携で検討することとし、新たに附属機関を設置して検討していく方針とします。

また、宿泊税を活用して実施した事業の効果検証についても同組織で実施することとします。

なお、市議会への関連条例案の提出及び可決を経て、本制度の運用を開始する予定です。

(仮称) 観光振興審議会 (案)

項目	内容
担任する事務	宿泊税及び千葉県宿泊税交付金の使途の検討並びにその検証
委員定数	10名程度
委員構成	観光関連団体、観光関連事業者、公募委員等
組織の運用	年2～3回程度開催する
設置予定時期	令和9年度中

2 宿泊税の用途

(4) 基金の設置

宿泊税を原資とする新たな基金（(仮称)観光振興基金）を設置し、計画的な運用を図ることを想定しております。宿泊税は法定外目的税であることから、条例で定める用途（観光振興事業）以外への充当ができません。そのため、基金を設置して適切な財源管理を行います。なお、市議会への関連条例案の提出及び可決を経て、本制度の運用を開始する予定です。

【基金活用例】

- ・ 複数年後に大規模事業を行うため、宿泊税を計画的に積み立てる
例：施設の改修等、大規模イベントの誘致、インフラ整備等
- ・ 大規模な感染症の流行や風水害等の対応策
例：休業期間中の人件費補助、施設修繕補助、観光客誘致キャンペーン等

3 宿泊税の制度概要

(1) 制度概要

千葉県宿泊税の制度と同一とすることを基本方針とします。

項目	千葉県	鴨川市
名称	千葉県宿泊税	鴨川市宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする	同左
課税客体	県内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊） 	同左 (特区民泊を除く)
納税義務者	宿泊施設への宿泊者	同左
課税標準	宿泊施設への宿泊数	同左
税率	定額制 150円 ※市町村が独自に宿泊税を導入する場合も県の税率は変更なし	定額制 150円
免税点	なし	同左
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生、又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者	同左

3 宿泊税の制度概要

項目	千葉県	鴨川市
徴収方法	特別徴収	同左
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者	同左
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分まとめての申告納入を可能とする	同左
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 ※導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする	同左
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料	同左
用途	1 県全体の観光振興の促進、持続可能な観光地づくりに向けた取組 2 市町村への交付金 3 徴税に係る事務費等	用途の方向性を下記の5点及び徴税に係る費用とし、具体的な用途及び効果検証については、新たな附属機関を設置して検討していく
用途検証	検証組織を設置することとし、詳細は有識者、宿泊事業者等で構成する「第4次観光立県ちば推進基本計画」の策定懇談会で検討	【用途の方向性】 (1) DMO等の観光関連団体への支援 (2) 観光関連事業者への支援 (3) 宿泊者向け支援 (4) 観光イベントの拡充 (5) 観光インフラの整備

3 宿泊税の制度概要

項目	千葉県	鴨川市
財源管理	宿泊税基金を設置し管理	(仮称)観光振興基金を設置して管理
制度見直し	施行後5年を目途に検討を行う	同左
導入時期等	令和8年12月議会に条例上程し、令和10年9月の導入を目指す	同左

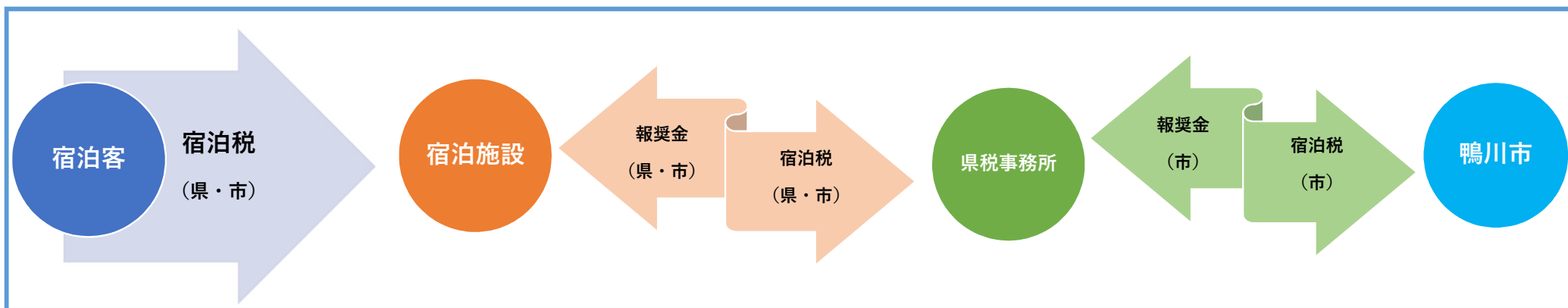
3 宿泊税の制度概要

(2) 宿泊税の徴収について

鴨川市宿泊税の徴収は特別徴収とするため、鴨川市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊者から宿泊税を徴収し、申告納入していただくこととなります。

宿泊事業者の皆様の事務負担を軽減するため、鴨川市宿泊税の収納等に関する事務の一部を千葉県に委託し、千葉県宿泊税と鴨川市宿泊税を併せて県税事務所に申告納入していただくことといたします。

【徴収事務のフローイメージ】



3 宿泊税の制度概要

(3) 今後のスケジュールのイメージ

千葉県宿泊税の導入スケジュールと足並みを揃えて進めていきます。

